

# 中東へ海上自衛隊を派遣するな

安倍晋三首相は、2019年10月18日の国家安全保障会議（NSC）の4大臣会合で、中東への自衛隊派遣の検討を指示しました。これは、アメリカがイラン核合意から一方的に脱退したことにより生じたイランとアメリカの対立で不安定化するホルムズ海峡における「有志連合」構想・海洋安全保障イニシアチブへの参加を見送る一方、国会の承認の必要のない防衛省設置法の「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」（第4条第18号）を用いて、海上自衛隊を不安定な中東地域に派遣するというものです。菅義偉官房長官は10月18日の記者会見で、活動地域を「オマーン湾、アラビア海北部の公海、バベルマンデブ海峡の東側の公海」中心に検討すると述べました。友好国であるイランへの配慮で「ホルムズ海峡」を避けたと報道されました。これに対し、アメリカのデイビッド・スティルウェル国務次官補は「できるかぎりの貢献をしてくれることに、非常に感謝している」と述べたと報道されています（『朝日新聞』10月29日付）。

河野太郎防衛大臣は、10月24日の衆議院安全保障委員会で、ホルムズ海峡も含めて検討をすると発言しました。菅官房長官も18日の会見で「米国とは緊密に連携していく」と述べるなど、アメリカの求める「有志連合」への参加とほとんど変わりません。

想定される派遣は「調査・研究」目的のため日本の船舶の護衛はできず、18日の記者会見で菅氏が「日本の船舶の防護を実施する状況にない」と言うように、明確な根拠や目的はありません。今後、イランとアメリカの軍事衝突も起こりうるなかで自衛隊を派遣すれば、自衛官の身に危険もおよびかねません。中東の緊張を高めることのないよう、アメリカに貢献するための自衛隊の派遣の検討はただちに中止するべきです。安倍内閣には、アメリカにイラン核合意への復帰を求めるなど、日本国憲法「第九条」の平和主義に則った外交による平和的な解決の取り組みを求めます。

2019年11月15日

日本機関紙協会埼玉県本部

理事長 金子勝